各課からのお知らせ

「平成28年度臨時福祉給付金」「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」のご案内

◎臨時福祉給付金

平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方を対象に、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として行われる給付金です。

◆対象

平成28年度分の住民税が課税されていない方（住民税が課税されている方の扶養親族や生活保護の受給者を除く）

◆支給額

対象者1人につき3千円（※支給は1回です）

◎年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援するために行われる給付金です。

◆対象

次の要件を全て満たす方

・平成28年度臨時福祉給付金の支給対象である

・平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給している

・平成28年4月から7月にかけて実施した「年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）」を受給していない

◆支給額

対象者1人につき3万円（※支給は1回です）

☆共通事項

◆申請手続等

平成28年1月1日に住民票がある市区町村へ申請してください。栃木市で支給対象になると思われる方には、8月末頃から申請書を郵送し、平成29年1月31日（火）まで受け付けをする予定です。

◆問合先

本 福祉総務課（臨時福祉給付金受付窓口）☎(20)7710

地域支え合い活動対象者名簿調査について

市では3月に制定した「栃木市地域支え合い活動推進条例」に基づき「支え合い活動対象者名簿」（見守りなどを必要とする方の名簿）を作成します。要介護等認定を受けている方、身体障害者手帳等をお持ちの方に8～9月に調査票を発送しますので、ご協力をお願いします。（※65歳以上のひとり暮らし世帯や高齢者世帯の方は、高齢者実態調査にて調査済ですので、今回は対象外です。）

◆問合先

本 地域包括ケア推進課 ☎(21)2247

戦没者等のご遺族の皆様へ請求はお済ですか？第十回特別弔慰金

昨年度より請求を受け付けている特別弔慰金の請求がお済みでない方は、この機会に手続きください（支給は一人1回です）。

◆支給対象となる要件

先の大戦で公務等のため亡くなられた軍人や軍属及び準軍属の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合、次の順位により先順位のご遺族お一人に支給されます。

◆順位

戦没者等の死亡当時のご遺族で、

①戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

※戦没者等と生計関係を有していたか等の要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。

④前記①から③以外で戦没者等の死亡時まで引き続き一年以上生計を共にしていた三親等内の親族

◆支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

◆請求期限

平成30年4月2日まで

◆請求受付窓口

本 高齢福祉課、各総合支所市民生活課

◆問合先

本 高齢福祉課☎(21)2241

国民健康保険高齢受給者証の更新

70歳以上75歳未満の国民健康保険の方に交付される「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月31日です。新しい高齢受給者証を7月下旬にお送りします。

なお、3割負担の方（課税所得145万円以上の方およびその世帯に属する方）でも、平成27年中の収入によっては2割（昭和19年4月1日以前生まれの方は1割）負担に変更できる場合がありますので、左記にあてはまる方は収入額を確認できる書類、国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証、印鑑をお持ちのうえ、7月29日までに本 保険医療課または各総合支所市民生活課窓口へお越しください。

①高齢者単身の世帯

収入合計383万円未満

②高齢者複数の世帯

収入合計520万円未満

◆問合先

本 保険医療課☎(21)2131

国民健康保険の方へ限度額適用認定証等の更新

国民健康保険で入院等により医療費が多くかかる方は、限度額適用認定証等を病院に提示すると、同じ診療月の1医療機関の窓口での支払が自己負担限度額までになります。また、限度額適用・標準負担額減額認定証は入院時食事代も減額になります。

現在交付している限度額適用認定証等は、7月31日で有効期限が切れます。平成28年度の認定証の申請手続きは8月1日（月）から受け付けますので、必要に応じて申請ください。なお、認定証は、申請した月の1日から有効のものが交付されます。

◆対象

・限度額適用認定証　70歳未満で国民健康保険税に未納がない世帯

・限度額適用・標準負担額減額認定証　70歳未満で国民健康保険税に未納がない住民税非課税世帯または70歳以上の住民税非課税世帯

◆申請方法

国民健康保険被保険者証、印鑑、（ある人は、有効期限の過ぎた限度額適用認定証等）をお持ちのうえ、本 保険医療課または各総合支所市民生活課窓口へ。

◆問合先

本 保険医療課☎(21)2131

国民年金の種別と手続き

◎国民年金の種別

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入します。年金の加入者の種別は次の三種類です。

○第一号被保険者…自営業者・学生等

○第二号被保険者…厚生年金等に加入しているサラリーマン等

○第三号被保険者…第二号被保険者に扶養されている配偶者

◎年金の手続き

第二号被保険者と第三号被保険者の年金の手続きは、勤め先の事業主が行います。

第一号被保険者の年金の手続きは、自身で行う必要があります。

第二号被保険者が60歳未満で退職したときは、第一号被保険者になるための手続きを問合先または各総合支所窓口で行ってください（手続きには印かん、資格喪失証明書等、年金手帳が必要です）。

◎第三号被保険者が60歳未満で、①配偶者の退職、②本人のパート等収入の130万円以上への増加、③配偶者の死亡、④離婚、などの理由で被扶養配偶者でなくなると、第一号被保険者になります。必ず市役所又は各総合支所で手続きをしてください。

◆問合先

本 保険医療課☎(21)2134

児童扶養手当受給資格者の方へ現況届の提出

毎年8月に、現況届の提出が必要です。提出がない場合は8月分から手当の受給ができなくなります。また、2年間現況届が未提出の方は、時効により受給資格がなくなりますので、全部支給停止の方も必ず提出してください。なお、受給資格者には個別に通知をお送りします。

◆提出場所

栃木地域…本 子育て支援課

大平、藤岡、都賀、西方、岩舟地域…お住まいの地域の総合支所市民生活課窓口

※他の地域には書類の用意がありませんので、**必ずお住まいの地域で手続きください**

◆提出期間　8月8日(月)～12日（金）

※11日（木・祝）を除く。

◆問合先

本 子育て支援課 ☎(21)2221

栃木市不妊治療費助成制度・不育症治療費助成制度

◎不妊治療費助成制度

国内の医療機関において不妊治療を受けたご夫婦に対し、医療保険適用外の治療費の一部を補助します。

◎不育症治療費助成制度

国内の医療機関において不育症と診断され医師による不育症治療を受けたご夫婦に対し、医療保険適用外の治療費の一部を補助します。

※申請方法などについては直接お問い合わせください。

◆問合先

本 保険医療課☎(21)2137

犬・猫と上手に付き合いましょう

◎犬を飼っている皆さんへ

犬を飼う場合は、必ず首輪をしてリード等でつないでください。犬鑑札・狂犬病予防注射済票などを付け、所有者が分かるようにしましょう。また、首輪がゆるいと逸走の原因になります。

散歩時における犬のフンの放置は、他の人の迷惑になります。必ず家に持ち帰ってください。

◎ノラ猫に餌を与えないで

猫のフンの放置やいたずらなど、ご近所からの苦情が増えています。ノラ猫への無責任な餌やりは、多くの人の迷惑になります。責任を持って飼いましょう。

また、飼い猫については、十分な餌がありストレスが発散できれば、犬とは違い、空間をうまく使えるため、広い場所を必要としません。外で飼うと、望まない繁殖やご近所とのトラブルの原因になります。飼い主のためにも猫のためにも、室内飼いをお勧めします。

◆問合先

本 環境課　☎(21)2141

各総合支所市民生活課窓口

県動物愛護指導センター

☎028-684-5458

子どもの定期予防接種

◆定期予防接種とは？

予防接種法に基づく予防接種は、受けるよう努めなければならないとされているものです。

定期対象内は無料（全額公費負担）で受けられます。

なお、対象者には、通知書と予診票を4月に個別に通知しています。

◆予防接種の種類

●麻しん風しん混合（MR）2期

対象年齢…平成22年4月2日～平成23年4月1日生まれのお子さん

接種期間…小学校就学前（年長児）の1年間

●二種混合（ジフテリア・破傷風）

対象年齢…平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれのお子さん

標準的接種期間…小学校6年生の1年間

◆接種期限　平成29年3月31日まで

◆受け方　母子健康手帳、必要部分を記入した予診票をお持ちのうえ、市内協力医療機関で接種を受けてください。何らかの理由で市外・県外の医療機関にて接種を希望される場合は、事前に問合先までご連絡ください。

◆問合先

本 健康増進課☎(25)3511